

事務連絡  
令和元年8月22日

各総合事業実施事業所 各位

越前市市民福祉部長寿福祉課

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算に係る計画書等の提出について

日頃より、本市の介護保険行政・予防事業の推進にご協力いただきありがとうございます。

みだしのことについて、福井県長寿福祉課より令和元年7月22日付け事務連絡「令和元年度介護職員等特定処遇改善加算に係る計画書の提出について」で依頼しているところではありますが、越前市で指定を受けている総合事業実施事業所（介護給付サービスと一体的に運営している事業所含む）は、越前市にも下記の書類の提出が必要です。10月より新たに介護職員等特定処遇改善加算を算定予定の事業所は、期日までに提出をお願いいたします。

## 記

### 1 提出書類（市）

提出書類	様式	提出期日
①介護職員等特定処遇改善加算計画書	別紙様式2 (県より送付)	8月30日(金)
②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	別紙19	9月13日(金)
③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	別紙1-4	9月13日(金)
※①に関しては、県と市それぞれに提出をしてください。		

担当  
越前市市民福祉部長寿福祉課  
[TEL:0778-22-3784](tel:0778-22-3784) FAX:0778-22-3257